

全国青年税理士連盟は、納税者の権利保障制度を確立するために、税務行政手続に関する規定を国税通則法において明文化すべきであると考え。税務行政庁は、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保して、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するため、自ら進んで国税通則法の改正に取り組み、納税者権利憲章を制定し、これを宣言すべきである。その際には、次に述べるような納税者の基本的権利が定められなければならない。

青税版納税者権利憲章案

国民が納税に関して行った事務手続は、誠実に行なわれたものとしてこれを尊重する。また、税務行政の運営は、公正を旨とし、必要な情報を国民に提供することにより、税務行政の透明性を確保しなければならない。その上で、国民の意見、苦情等に自ら進んで対処し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。また、国民のプライバシー保護に十分に配慮しつつ、以上のような理念をもって国民に対応し、もって租税収入の適正な確保と公正性を保ち、かつ透明性を高め、国民の十分な理解を得て税務行政を運営しなければならない。また、これを税務行政に携わるすべての者に周知徹底させ、国民に対するサービスの向上に努めなければならない。

- 納税者は、税務行政庁から公正で丁重かつ、配慮ある対応を受ける権利を有する。
- 納税者は、自らが行った税務申告について、具体的・確実な反証がない限り、真実性・誠実性は推定され、税務行政庁から誠実かつ適正なものとして尊重される権利を有する。
- 納税者は自己の税務情報に関し法律の定める目的以外にその情報を利用されない権利を有するとともに税務行政庁はその秘密を保持しなければならない。
- 納税者は、税・財政に関するすべての情報(内部通達を含む)の公開を求め、これを利用する権利、訂正させる権利を有する。
- 納税者は、税務調査に際し、事前通知と調査結果の通知を受ける権利を有し、その調査の必要性・範囲の開示その他適正な手続を受ける権利を有する。
- 納税者は、税務行政処分に対し、税務当局に不服を申し立てるか、直ちに訴訟を起す権利を有する。係争中、納税者は係争額を納付する義務を負わない。
- 納税者は、税務行政庁の対応について苦情がある場合には、税務行政庁から完全に独立した苦情処理機関に対して、苦情を申し立てる権利およびその改善を求める権利を有する。